

令和元年6月25日
福祉部福祉課

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」を受けて、平成30年6月27日に「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正」が公布された。また、平成31年1月30日に「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が公布され、同年4月1日付で施行された。このことに伴い、災害援護資金の貸付けについて、市区町村の政策判断に基づき、被災者ニーズに応じた貸付けを実施できるよう措置が講じられたため、条例の一部改正を行う。

2 改正の概要

災害援護資金に関する規定について、次のとおり改正する。

(1) 保証人

保証人を立てなくても貸付けを受けられることとする。ただし、保証人を立てる場合は無利子とする。

(2) 貸付利率

「年3パーセント」としている利率を「年3パーセント以内で規則で定める率」とする。

(3) 償還方法

償還方法として規定している「年賦償還」、「半年賦償還」に、「月賦償還」を追加する。

3 施行日

公布日とする。ただし、2(1)、(2)に関する規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害による貸付けについて適用する。

4 新旧対照表

次頁のとおり

江東区災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(利率)</p> <p>(加える)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(加える)</p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還または半年賦償還とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第13条 (略)</p> <p>(保証人及び利率)</p> <p><u>第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。</u></p> <p>2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、<u>保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。</u></p> <p>3 <u>第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p> <p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金の償還は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から<u>第11条</u>までの規定によるものとする。</p> <p>第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p>